

第13回高山市新火葬場建設検討委員会 議事録

日 時： 平成30年8月28日火曜日 13時30分から15時まで

場 所： 高山市民文化会館 3-11講堂

出席者：

(新火葬場建設検討委員会委員) 33名

竹内 治彦 秋山 孝正 片山 幸士 高木 淳 野尻 修二
谷口 寛子 岡村 康 鴻巣 智 清水 裕登 大野 二郎
野中 憲治 水野 千恵子 和仁 紀男 釜屋 隆司 日野 貢
小峠 賢次 野々尻 順子 中田 幸男 田中 晶洋 大下 正幸
塩屋 正道 野中 隆平 狭場 芳男 岩茸 伸一 堀内 昇一
松葉 慶一 上坪 道利 林 順一 中谷 省悟 今井 久和子
谷口 大悟 小坂井 唯夫 岡山 紘

(高山市)

副市長 西倉 良介

(新火葬場建設検討委員会事務局)

事務局長・高山市市民保健部長 矢嶋 弘治

火葬場建設推進室長 池之俣 浩一 火葬場建設推進室係長 大川 誠

火葬場建設推進室職員 義基 現徳

(傍聴者) 4名

1. 開会

委員長： 定刻になりましたので、第13回高山市新火葬場建設検討委員会を始めさせていただきます。

この夏は大変に高温で、水や台風の災害が非常に多くありました。高山でも高い気温の日が続いたことと思います。全体の会議としては3カ月半ぶりとなります。5月に開催して以来ですが、この間に身内の不幸などがあり、東京の2カ所の斎場に参りました。この会場ぐらいの所に火葬炉が3つあり、キリスト教のお別れをしてみえる方もおられれば、仏教のお別れをしておられる方もおられ、すぐそこでは収骨をしている方もみえました。その斎場を古くから知っていますが、住宅がすぐそこまで迫っていますし、仕切りのない所でさまざまな宗教の方がお別れをせざるを得ない状況です。

この検討委員会でどのような結論となるのか、まだまだ山あり谷ありだとは思いますが、みなさまのご協力を得て、よい候補地の選考となることを祈っています。本日は副市長がおみえになっていますので、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

2. 副市長あいさつ

副市長： こんにちは。大変お忙しい中、今日の会議にご出席くださり、ありがとうございます。また、有識者委員の方々には遠方よりおいでいただき、ありがとうございます。

今ほど委員長もお話しされたように、今年の夏は大変に暑く、また豪雨もあり、一時は高山本線も走れなくなり、ご迷惑をおかけしたところです。また、先日の市長選挙では、多くのみなさまに投票にお出かけいただき、大変に感謝しているところです。そんな中、ようやく秋風も吹きかけ、少し落ち着いたところで、ご検討を進めていただければありがたいと思っています。

今回は第13回目の検討委員会です。5月以来、今年度2回目の全体会議となりますが、発足から数えると13回目となり、6回の部会と視察を合わせると、部会委員の方には20回以上ご出席いただいたことになり、感謝を申し上げます。

この間、基本構想の策定、候補地の抽出、選考基準や選考手順の検討など、慎重に透明性、公平性を確保していただきながら、検討を進めていただいています。今後はよりいっそう具体的な内容になっていくと思います。これまでと同様に、慎重に検討を進めていただきたいと思いますので、どうかよろしく願います。本日は公開の会議になりますが、忌憚のない意見をいただき、有意義な会議を進めていただければと思っています。最後までよろしく願います。

委員長： ありがとうございます。それでは、今日の会議の成立について、事務局から願います。

3. 委員会の成立等について

事務局： 委員会の成立につきまして、42名のうち現在30名の委員に出席いただいております。過半数を超えていますので、会議が成立することを報告します。

(事務局にて資料の確認を行った。)

4. 前回議事録の確認

委員長： [資料1]の前回議事録は事務局より事前に送付させていただいています。よろしいでしょうか、不足はないでしょうか。前回議事録について、何か問題点などはないでしょうか。前回議事録は検討委員会で承認をいただきましたら、ホームページで公開します。よろしいでしょうか。

(出席委員から意見は出されなかった。)

5. 答申後の経過について

委員長： 5月18日、前回の全体会議で承認いただき、候補地の選考方法について市長に答申しました。再度、[資料2]を読み上げ、確認させていただきます。

(委員長が[資料2]の1ページを読み上げた。)

委員長： このように答申を行いました。ただ、候補地の選考手順の考え方として、次のように補足しています。

「① いずれかの選考基準にあきらかに合致しない、または合致しにくい候補地をとりあえず除く。

具体的には、応募書類、登記簿、公図、岐阜圏域統合型地理情報システム、航空写真などの書類から判断し、・公募要件に示した敷地面積が確保されていない ・候補地の地形が不整形または急勾配である ・市街地からの移動に一定時間以上を要する ・住宅等が近接しすぎている ・新たな道路整備に過大な費用がかかるなど、どの選考基準に合致していないか、理由を付して除く。

公募要件以外は絶対的な条件ではなく、ここで除かれた候補地についても、その後の現地視察等の調査を行う中で疑義を生じた場合は、再検討を行うこともありうる。」

要するに落としたものについても、検討しなければならない場合が出てきたら、検討するという事です。

「② ①で残った候補地について、さらに詳細に検討するとともに、現地視察を行って絞り込む。

具体的には、実際に現地視察を行う中で、または事務局によるインフラ等の調査結果を用いて相対的に判断し、・残った候補地の中では、より幹線道路からのアクセスが悪い ・残った候補地の中では、より住宅等に近い ・残った候補地の中では、より造成による初期費用が高くなるなど、どの選考基準に照らして不利であるか、理由を付

して除く。」

「③ ②の選考を通った数カ所の候補地について、選考基準の項目や現地視察などで総合評価し、候補地の順位付けを行い答申する。

具体的には、再度現地視察を行い、各選考基準についてそれぞれの候補地の特徴を比較評価して、総合的に順位付けを行う。」

このようにしています。ここまでを前回までの全体会議でご検討いただき、この内容で答申を行いました。

資料3において、どこまで検討が進んでいるかを説明します。「(1) 基本構想の策定」、これはすでにやりました。「(2) 選考対象となる候補地と新たな選考方法の決定」というところまで、今終わっています。いよいよ、候補地の決定に入っていきます。前回の全体会議以降の、議会や行政の動きについての報告をお願いします。

事務局： 前回の全体会議以降の経過について報告させていただきます。5月28日、候補地の選考基準15項目と候補地の選考手順の3つの段階について、委員長と副委員長から市長へ答申していただきました。その後、6月19日に議会委員会にその内容を協議し、了承いただき、7月5日の市民説明会を経て、7月13日に新たな選考方法を答申のとおり決定させていただきました。

委員長： この「新たな」というところに私は引っ掛かったのですが、検討委員会が発足する前に、市が行った選考に対して、検討委員会が現在行っている選考を「新たな選考」としていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

6. 【議題1】とりあえず選考対象から除く候補地の基準（選考手順①）

委員長： 今、事務局からありましたように、6月19日、答申について議会の了解が得られたということです。それから市民説明会があったのですが、その間に作業を進め、6月21日、議会の承認の後、部会を開き、今日の全体会議の資料を作らせていただきました。それについてご報告します。

資料4をご覧ください。答申には選考基準が15ありますが、その中で比較的、機械的に振るい落とし等が可能な条件で選考しました。AからHまであり、算用数字は15の選考基準のどれに結びつくのかを示しています。この項目で第1段階の選考を部会で検討しました。

その結果は資料6です。公募された土地、市が所有する土地について検討し、資料7の19件を残しています。特に公募された土地についてはすべて説明が必要だと思しますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： 公募では31件の土地の応募がありましたが、今回の検討では応募土地はお

よそ半数に絞る案となっています。これらの候補地は、事務局ではすべて現地確認を行っています。部会委員ではない委員のみなさまは書類のみでの選考となります。除く応募土地について1件ずつ説明しますので、ご確認ください。資料6とこれまでに配付した地図などの資料を参考にご確認ください。

1番は荘川町六厩の応募土地です。中部縦貫道、松ノ木パーキングエリアの東側の、比較的平坦な山林です。市街地からの移動時間は、中部縦貫道の無料区間を利用して約30分であり、公募要件に合っていますが、年間を通して利用する施設として、市街地からの道のりが28.9キロメートルの移動距離があり、比較的条件が悪いため、除くこととされています。

2番は松之木町の応募土地です。国道158号線沿いの山林で、市街地に近く、アクセスは優れています。隣接する市道沿いに敷地の約40パーセントがレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域に指定されており、そこを避け、なるべく平坦な位置に、仮に9,000平方メートルの敷地を配置した場合(資料5-2参照。候補地の敷地の中に、9,000平方メートル(100メートル×90メートル)の赤い長方形を仮に配置して検討を行ったもの。)等高線が8本から9本通り、敷地内の高低差が40メートル以上となる急傾斜の地形であることから、除くこととされています。

3番は新宮町の応募土地です。原山スキー場の西、約1.5キロメートルに位置する、2段の平場に造成された土地です。市街地に近く、アクセスは優れています。敷地の南側、現地では上の段の境界線に沿って、5、6軒の住宅が一行に並んでいる状況です。近距離に住宅が多くあるということで、除くこととされています。

5番は塩屋町の応募土地で、高山厚生病院から約1.7キロメートル東の県道沿いに位置し、アクセスは比較的優れています。現況は建設会社の土場となっています。敷地面積が7,178平方メートルということで、公募要件に示した9,000平方メートルに満たないため、除くこととされています。また、最も近い住宅までは約40メートルであり、これを含めて近隣100メートル以内に複数の住宅があることも除く要因となっています。

6番は松倉町の応募土地で、越後町のホテルから約1.5キロメートルの位置の山林です。市街地からの移動時間は15分程度であり、山林としては比較的平坦な土地です。所有者の中に連絡がとれない共有者の方が一部みえまして、土地所有者の同意が公募要件となっていましたので、その分の土地の面積を除くと、7,008平方メートルとなることから、除くこととされております。

7番は漆垣内町の応募土地です。大八グラウンドの西方、約2キロメートル、丹生川町町方との境の山中の山林です。自動車の通行可能な林道等に接しておらず、市道からは400メートル程度離れていることから、除くこととされています。また、仮に敷地を配置すると、等高線が9本から10本通る、急傾斜の土地であることも除く要因となっています。

8番は越後町の応募土地です。越後町のホテルから約1キロメートル西の、2段の平場に造成されている土地です。市街地からの移動時間は15分程度であり、比較的優れています。数は多くはありませんが、越後町のホテルから続く市道沿いに住宅があり、敷地の端から住宅までの距離は約50メートル、仮に配置した9,000平方メートルの敷地からもおよそ100メートルと近いと、除くこととされています。

9番は山田町に応募土地です。地名は山田町ですが、新宮町と上岡本町の間といったほうが分かりやすいのかもしれませんが。原山市民公園の東側の比較的平坦な山林です。東側に造成された住宅団地があり、最も近い住宅から敷地の端までは約30メートルです。現実的な位置に仮に配置した敷地からでも住宅まで約80メートルと近いと、除くこととされています。

10番は松倉町に応募土地です。越後町のホテルから約1キロメートル西の、現在は耕作放棄地となっている元水田です。市街地からの移動時間は15分程度です。面積が1,800平方メートルと公募要件の9,000平方メートルを下回っており、また、全面が埋蔵文化財包蔵地となっていることから、公募要件に合わないということで除くこととされています。

12番は漆垣内町に応募土地です。漆垣内町、塩屋町にまたがる原野や畑などです。現況は山林となっている部分が多く、仮に配置した敷地には等高線が5本通ることとなり、高低差が20メートル程度あること、また、近隣の住宅等は少ないものの、敷地の北側すぐに住宅が2軒あることから除くこととされています。

14番は前原町に応募土地です。前原町から赤保木町に通じる、舗装された林道沿いの田です。前原町側から約1キロメートル、林道を進んだ位置です。市街地からの距離も比較的良好で、住宅などからも離れています。ただし、自然災害の危険性に関して、位置が明確とされる活断層が、敷地の中心ではありませんが、南のほうを通っており、除くこととされています。

18番は片野町に応募土地です。墓地の敷地に隣接した山林です。墓地として利用する部分を含めての応募ですが、火葬場の建設地となった場合も墓地の部分はそのまま利用し、山林の部分に火葬場を建設してはという提案です。仮に配置した9,000平方メートルの敷地内に等高線が5、6本通る急傾斜の地形であることから、除くこととされています。

19番は山田町と新宮町にまたがる応募土地です。9番の候補地の北側の山林や原野です。山林としては比較的平坦な土地で、市街地からのアクセスは優れています。敷地の東側部分約40パーセントは、第一種低層住居専用地域とされており、都市計画上、東側には火葬場を建設できません。西側部分に区域指定はなく、建設可能ですが、道路向かいにたくさんの住宅があり、除くこととされています。

20番は国府町瓜巢に応募土地です。上切町から国府町瓜巢に通じる峠道の途中で、脇の林道に500メートルほど西に入った位置の、宅地や雑種地などです。敷地面積

が3,417平方メートルとなっており、その約10パーセントが埋蔵文化財包蔵地、約60パーセントがレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域に指定されており、それを除くと公募要件に示した敷地面積が確保できないことから、除くこととされています。

21番は下切町の応募土地です。高山市上野浄水場の道路向かいの廃棄物処理事業所です。敷地面積が4,418平方メートルで、そのうち約70パーセントが埋蔵文化財包蔵地に指定されており、公募要件に示した面積が確保されていないことから除くこととされています。

22番は八日町の応募土地です。現況は園芸施設と水田です。敷地面積は9,991平方メートルですが、そのうち約20パーセント、敷地が河川で分かれています。北側の部分が埋蔵文化財包蔵地に指定されています。埋蔵文化財包蔵地に指定されていない部分は8,168平方メートルであり、公募要件に示した敷地面積を下回ることで、また、近隣100メートル以内に数軒の住宅があることから除くこととされています。

応募土地については以上です。

事務局： 今、先に部会において検討された基準を反映した結果を説明させていただきましたが、資料5の、とりあえず選考対象から除く候補地の基準の検討をお願いします。

委員長： 資料5をご覧ください。先に結果を説明しましたが、部会で検討する時、だいたいこういうことを考えながら、機械的に選考してみようという形にしました。最終的に全体会議でご承認いただくためには、こういう基準で選考することにご承認をいただいたうえでの、今説明した応募土地の選考結果だにご理解いただきたいと思えます。

第1段階の選考について部会案を作るうえで、とりあえず選考対象から除く候補地の基準の案を、全体会議でご承認いただきますと、その後の結果につながっていくのだと思います。いかがでしょうか。疑義はございますか。問題がなければこの案をとりたいと思います。では、ご承認いただいたこととします。

部会ではこの基準に従い、さらに地図などの資料を見て、説明を受けながら、応募土地の第1回目の選考を行い、その結果、資料6において白地で記載されている応募土地を選考に残すこととなっています。今、事務局から説明していただきましたが、応募土地のことで何かご意見はございませんか。部会の委員の方からも、どのようなことでも結構です。

資料7に応募土地の選考の結果が記載されています。15件ということですから、半分弱が残っているということです。作業にあたった部会の委員の方から、ご意見はありませんか。

事務局： 委員長、資料5と資料5-2の説明を事務局からさせていただくとよろしいでしょうか。基準と測定の仕方についてです。

委員長： よろしいでしょうか。部会では説明を聞いていますが、全員の方に説明してください。

事務局： **資料5**をご覧ください。「とりあえず選考対象から除く候補地の基準（案）」としています。これは、前回の部会で検討いただいて、ここにある6つの基準を、案として作っていただきました。

「選考基準3、公募要件に示した敷地面積の確保状況」。こちらは、「届出面積又は登記面積において、所有者同意の完全でない土地及び公募における対象外の区域等を除いた場合、9,000平方メートルを下回るもの」。これらについては、とりあえず除くということです。

「4、候補地の地形。9,000平方メートルの長方形の敷地をなるべく平坦な位置に仮配置した場合、その高低差が20メートル以上（等高線5本以上）となり、かつ一定の平場面積の確保もできないもの（2本の等高線の間で最も広い面積が9,000平方メートルの30パーセント未満）」。

「5、市街地からの移動距離・時間。市役所からの自動車による移動距離が道のりで17キロメートル以上のもの」。

「10、県道や市道などの公道と候補地との関係。自動車の通行可能な林道等に接しておらず、県道や市道などの公道からは100メートル以上離れているもの」。それから、「未舗装の林道等には接しているが、県道や市道などの公道からは400メートル以上離れているもの」。注意書きとして、「舗装された林道等に接しているものは、県道や市道などの公道からの距離に関わらずとりあえず残す。」

「11、自然災害の危険性。位置が明確な活断層が候補地内を通過しているもの」。

「15、住宅、老人福祉施設、病院及び学校などの有無。なるべく平坦な位置に仮配置した9,000平方メートルの長方形の敷地から計測した場合、100メートル以内に住宅、老人福祉施設、病院及び学校があるもの」。注意書きとして、「選考基準中の“など”に当てはまる施設については次回以降の検討とし、とりあえず残す。」それから、「高山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則に基づき、承諾書を必要とする範囲（おおむね100メートル）については、敷地内通路なども含めた敷地の端から計測するため、実際の建設内容により異なる。」

この中で、「4、候補地の地形」の基準について、9,000平方メートルの長方形を敷地に仮配置すると説明しましたが、具体的に分からないと思いますので、**資料5-2**で説明させていただきます。候補地につきましては、平坦地が比較的広いものや、山林で勾配が急のものなど、様々でございますが、その勾配を次の様な手順で確認しています。

委員長： このあたりのことは細かく伝えても分かりづらいことですから、分かりやすく、ざくっとした説明をしてください。

事務局： それでは、2ページの図面を見ていただきたいのですが、このように計りましたという説明です。これは、1番の応募土地について計測したものです。オレンジ色で表示してあるのが、公図等から想定した敷地形状です。この敷地の中の赤い長方形が、仮に配置した9,000平方メートル、100メートル×90メートルの敷地です。

敷地内には等高線の本数が5本未満の2本しかありませんので、高低差が5メートルから10メートル程度の比較的平坦な地形であることが分かります。さらに2本の等高線間の面積が広い方で4,311平方メートルということで、9,000平方メートルに対して30パーセント以上であり、平坦な部分がある程度確保されていることが分かります。

左下から緑の矢印が伸びていますが、これは最も近い住宅からの距離を計測したもので、仮配置した長方形からの距離が1,061メートル、敷地境界からの距離が1,044メートルというように計測したものです。

3ページをご覧ください。こちらは急勾配の地形の例で、2番の応募土地について計測したものです。オレンジ色で表示してあるのが、公図等から想定した敷地形状です。この敷地に重ねてあります、赤い長方形が仮配置した9,000平方メートル、100メートル×90メートルの敷地です。

道路から少し離れた位置になっていますが、敷地の道路寄りの部分は土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されていますので、その区域を避けて、なるべく平坦な位置に長方形を仮配置したものです。この候補地は敷地が細長いため、仮配置した赤い長方形は敷地内に納まっていませんが、便宜上、この長方形により計測しています。

長方形の敷地内には等高線の本数が5本以上、9本ありますので、高低差が40メートル以上あり、急勾配な地形であることが分かります。さらに2本の等高線間の面積が、最も広いところで1,370平方メートルであり、平坦な部分がほとんどないことが分かります。

左下の緑の矢印は、先ほどと同様、住宅からの距離を表しています。住宅の形が確認できますが、そこまで162メートルと計測しています。

傾斜が急かどうかということであれば、1番の応募土地のほうが傾斜が緩いことから残すことになり、2番の応募土地はある程度急勾配であることが確認できますので、とりあえず除くこととなります。

委員長： ひとつひとつについて、こうしたことを部会で検討した結果が、[資料6](#)と[資料7](#)で、31件から15件を、どちらかといえば機械的に絞り込んだものです。議事が前後しましたが、部会で検討した基準を全体会議でご承認いただき、それをもとに作業をした結果が、[資料7](#)に示されています。何かご質問などはありますか。

委員： 選考基準の「11 自然災害の危険性」について、公募の段階ではレッドゾー

ンなどを中心にして、活断層のことは入れてなかったと思います。活断層の上に建物を建ててはならないという法律はないと聞いています。最終的にはそういった場所を外すことも大事だと思います。資料6の中でいくつかの土地を除いていますが、資料7に記載された候補地のうち、15番と34番も近くを活断層が通っていると思うのですが、これらについてはどのように考えたのでしょうか。

委員長： 活断層には位置が明確なもの、不明確なものがあるとされており、明確なものが通っている場合は除くと判断したものです。

委員： 15番、34番は位置の明確な活断層は通っていないということでしょうか。

事務局： 34番は位置が不明確な活断層が通っているとされ、15番は明確なものも不明確なものも敷地内を通っていません。不明確な活断層の位置は数十メートルの誤差もありうるとされていることから、候補地を通る場合にも選考対象から除くことはしないとされたものです。

委員： 記憶していた位置からすると通っているかもしれないと思いましたが、小さな地図ですし、説明は分かりました。

委員長： 明確な活断層の通るものだけを、この段階でとりあえず除いたということです。

委員： 資料5-2の選考対象2番について、オレンジ色の線で示した敷地と赤色の線で示した敷地は、それぞれの面積が30,000平方メートルと9,000平方メートルということですが、この資料で見ると2倍程度の大きさの違いに見えます。面積は登記簿上だけの話なのでしょうか。

事務局： 字絵図や林班図などを調査して作成しましたが、登記の面積が大きすぎるのかもしれないと考えています。

委員： 登記と実測の差があるものは、結構あるのでしょうか。

事務局： 現地での敷地の境界の調査や実測などはしていないので、登記された面積での検討がされています。

委員： 面積が9,000平方メートルに満たないということで除かれた候補地もありますが、こういうことはちょっと分からない可能性があるのでしょうか。

委員長： 応募の際に書かれた値を前提としなくては、検討委員会が市にすべて実測してもらおうこととなりますが、それは不可能です。

委員： 9,000平方メートル近い面積がある候補地で、選考対象から除いたものの面積は、だいたいの感覚として抑えたのでしょうか。面積があるかどうか、明確に分かるものだろうかと思ったのです。

事務局： 登記と実測に大きな差がある候補地は山林であって、面積が不足しているために選考対象から除くこととしたものは田や雑種地など、登記と実測に大きな違いがないと考えられるものについて確認しています。その中には、選考対象2番のような、山林で登記と実測に大きな差があると思われる所はありません。

委員長： 私は森林環境の関係のことに携わってきましたが、登記簿と実測で面積が一致したことは、ほとんどありませんでした。図面と応募された値で審査しなくてはしかならないと思いますが、よろしいでしょうか。えいやとやったわけではなく、市にお手数をかけ、図面を全部作っていただいたものです。

それでは、応募土地の31件について、その中の15件を、あくまでとりあえず候補地として残すということです。基準と応募土地の15件を残すことについて、よろしいでしょうか。

それでは次に入ります。同じ選考基準のもとで、市が所有している土地について説明をお願いします。

事務局： 市有地について、資料6の32番、旧丹生川東小学校は住宅との距離が10メートルということで、除くこととしています。

33番、丹生川ダム周辺普通財産は、市街地から18.1キロメートルと遠いことから、除くこととしています。

35番、旧中の島キャンプ場は、面積が9,000平方メートル以上のものを抽出していましたが、河川用地として一部を国土交通省に売却したため、台帳整備後に9,000平方メートルを下回ることになったこと、住宅との距離も4,50メートルと近いことから除くこととしています。

36番、観光牧場（舟山）跡地は、市街地からの距離が18.9キロメートルということ、急傾斜であることから除くこととしています。

37番、久々野町の飛驒川企業誘致候補地は、造成された土地ですが、敷地のすぐそばに家が建っているということで除くこととしています。

38番からの市有林は、ほとんどが急傾斜ということ、林道等にも接していないこと、市街地から遠いことで除くこととしていますが、46番のアは丹生川町町方の市有林で、5,6本の等高線は通っていますが、2本の等高線間の最も広い面積が9,000平方メートルに対して36パーセントあり、平らな面積があり、山林であるから除くとするには惜しいということから、選考対象として残すこととしています。

66番の貸付地（市有林）は久々野町久々野の市有林で、選考対象に残すこととしています。等高線が4,5本程度、2本の等高線間の最も広い面積が9,000平方メートルに対して31パーセントということで、山林としては比較的平坦ということで、本日の全体会議でみなさまにご確認いただきたいものとしています。ただし、敷地の端からは住宅に近いということもあります。

67番、岩井牧場は、市街地からの距離が20.4キロメートル、68番の小鳥山牧場も24.8キロメートル、69番の環境保全林も19キロメートルとかなり遠いこと、70番の緑地保全地は等高線が7本通り、急傾斜であることから除くこととしています。

71番は現火葬場とそれに隣接した緑の基金という山林ですが、2本の等高線間の

最も広い面積が9,000平方メートルに対して34パーセントということで、現在の火葬場の敷地に一定の平地があることから、選考対象に残しています。

72番、73番の土取場は、等高線が11本、13本といった急傾斜の土地ということで、除くこととしています。

市有地で選考対象に残すこととしたのは、4カ所となっています。

委員長： 市有林でたくさんの候補地があがりましたが、先ほどご承認いただいた基準をあてはめると、市有地は4カ所しか残っていないということになります。

委員： 確認したいのですが、66番の市有林は八光苑の裏の山林でしょうか。

事務局： おっしゃるとおり、八光苑の後ろの山林です。

委員長： 第1段階の選考、とりあえずの選考を、こういう選考基準で行った結果、15の応募土地と市が所有する土地4カ所、計19カ所が一応、とりあえず、第1段階の選考、机上の選考をしたということにしたいと思います。

7. その他 (次回の検討内容(視察等)について)

委員長： 次のステップとしては、この19カ所を全部見ていただきたい。そのうえで次のステップに入りたいと思いますけれど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員： 先ほど質問された、八光苑の上の山林について、八光苑は福祉施設なのですが、距離としては大丈夫でしょうか。

事務局： 距離としては、敷地の端からだとも100メートルを切ります。ただし、敷地内に、八光苑から離して、距離をとって建てることも可能であるため、今のところは残すこととしています。

委員： 敷地というよりも建物でという判断ですね。建物の間が離れていればよいという解釈でしょうか。

事務局： 資料5-2に示した、9,000平方メートルの、赤い線の長方形を、すべての候補地にあてはめてみて、長方形を八光苑から100メートル以上離すことも可能であり、建物でいえばもう少し離すことも可能であるという状況です。

委員長： 今、委員が話されたことは、現地を見ると、ここまで離すことができるという感触が得られるのではないのでしょうか。若干、部会では幅を持たせた形で検討をさせてもらいました。今のご意見と同じ意見が出たのではないのですが、少し幅を持たせています。

だから、現地を見たら、これでは無理だということも出てくるのかもしれませんが、そういう意味で、候補地としては多めに残したと思っています。たくさん見に行ってもらわなくてはならないことにはなりますが、ここまできたら手間ひまをかけて

決めていきたいと思います。

委員： 今、久々野に火葬場がありますね。同じ久々野町の66番の候補地を視察する必要があるでしょうか。

委員長： その視点も15の選考基準には入っていますが、今回の選考では基準に入っていないのです。

委員： 今日の会議で必要ないとすることができますか。

委員長： おっしゃることは分かります。ここは視察に行く必要がないという所があるかもしれませんが、ファースト・ステップでの基準を崩してしまうと、そこに積み上げたものが、がたがたになりますので、視察先についてもできましたらご承認いただきたいという気持ちです。

それでは、ファースト・ステップの基準に基づいて、15の応募土地と市有地の4つ、あわせて19を、とりあえず第1段階の候補地とさせていただくという形で、よろしいでしょうか。これについては、もしご承認いただけましたら、現地視察をさせていただきたい。それもよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

第1段階の基準で19カ所に絞ったことは、行政並びに議会にご報告をいただきます。その間に、検討委員会としましては、19について現地視察をしたいと思います。よろしいでしょうか。

高山のお祭りがありますので、それが終わった後、次の週ぐらいで、19カ所となれば2日間ぐらいかかると思うのです。10月18日、19日の2日で、もちろん半日しか出られない、1日しか出られないということもあってよいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、10月18日、19日に現地視察を行うこととします。どういう観点で見てもらうかといったことは、ここで議論するのではなく、私と副委員長に任せていただき、15の選考基準は決まっているので、それに照らしながら、事務局に資料を作成していただき、どのような順番で視察するのか、地図はどうするのかということがありますので、その点は私と副委員長にお任せいただけますでしょうか。資料と経路等について、よろしいでしょうか。19カ所という数は大変な数だと思うのですが、このような形で次のステップに入りたいと思います。

時間としては、朝9時や9時半から回らなくてはならないと思います。全部回るつもりですから、2日間で回れるかどうか。

委員： みんなで視察して確認して判断することが本意だと思いますが、これだけの人数がバスに乗って現地へ行って、視察するのでしょうか。

委員長： 私はそうしようと思っています。

委員： 現地に入りにくい所もあるかもしれないので、バスを降りて歩いて行かなくてはならない所もあると思うのです。そうなると、写真や図面を見ながら検討することはできないでしょうか。

委員長： その方法も入れたらよいと思いますが、とりあえず行けるか行けないかも含め、もしバスを降りてもものすごく歩かなければならないような所ならば、それはインフラを整備しなければならないことが把握できるということでもあります。

まずは案を、19カ所を回る行程を2日間で組めるか、それとも3日かかるのか、手分けして視察するということもあるかもしれませんが、見ていないと同じ議論がしにくいのではないかと思います。そういう意味で、過去に選考した時以上の努力をしなくては、決めにくいのではないかと考えています。

案を作って、私と副委員長で検討します。2日間では無理ならばもう1日増やしますし、あるいは、映像でもよいということも考えないではない。そのようなことで、お任せいただけますでしょうか。

委員： 19カ所の半分ぐらいは道路がない場所で、そこへ行くのは大変なことで、ひょっとしたら沢を渡らなくてはならない。スニーカーなどでは行けず、軍手や長靴などの完全武装で行かなくてはと思っていますが、そのような指示をいただければと思います。

委員長： 服装などについても指示をします。

委員： 19カ所の位置確認というのは、本当に一応行ってくるだけの視察でしょうか。1町歩見て回るのでしょうか。

委員長： じっくり見る所もあるだろうし、そうならない所もあるでしょう。

他にございませんでしょうか。部会で検討したことではありますが、ファースト・ステップの選考の基準と、それをもとにして公募の土地と市有地について選考した結果、19カ所、15が応募土地、4が市有地ということで、全体会議でご了承いただきたいと思います。その候補地について視察して、さらに次の絞込みを行うということでご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、やっと候補地の具体的な所をいよいよ見に行くということになります。2年1カ月が経ち、そこまで参りました。10月の2日間に渡って、ご無理のないように見ていただく。あるいはきちっとした資料が市から出ましたら、その日は行けなくても、見ていただくことも可能かと思っていますので、そのうえで次の会議を開かせていただきたいと思っています。

8. 閉会

副委員長： 熱心にご検討いただきまして、ありがとうございます。今ほどありましたように、いよいよ具体的に行動をとれる段階になってきています。10月18日、19日に視察を行うということで、日程を確定させていただきました。詳細は後ほど

お知らせさせていただきます。第13回目の検討委員会を閉じさせていただきます。
ありがとうございました。